# 博多湾環境保全計画推進委員会設置要綱

（目　的）

第１条　博多湾の水質を保全し、博多湾の持つ豊かな自然環境の保全・再生及び創造を推進するため、博多湾環境保全計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について検討を行うものとする。

(1)　博多湾環境保全計画の進行管理に関すること

(2)　博多湾の環境の状況を把握するための調査に関すること

(3)　博多湾の環境保全に係る課題解決に向けた調査・研究に関すること

(4)　その他博多湾の環境保全のために必要と認められる事項

（委　員）

第３条　委員は、次の各号に掲げる者から、市長が任命する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 関係団体に所属する者

(3) 学識経験を有する者

(4) その他第１条の目的達成のために必要な知識、経験を有すると認められる者

２　前項第 1 号及び第 2 号の委員に事故があるときは、その代理者が委員の職務を行なうことができる。

（任　期）

第４条　委員の任期は２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に、委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、委員のうちから互選する。

３　副委員長は、委員長が指名する。

４　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

５　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会　議）

第６条　委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

２　委員長は、会議を招集する時は、開催日時、場所及び会議に付する事案を委員に事前に通知するものとする。

３　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（事務局）

第７条　委員会の事務を処理するため、以下に掲げる者で事務局を構成する。

(1) 農林水産局水産部水産振興課

(2) 道路下水道局計画部下水道計画課

(3) 港湾空港局港湾計画部みなと環境政策課

(4) 環境局環境監理部環境調整課

２　事務局の庶務は、環境局環境監理部環境調整課で行う。

（委　任）

第８条　この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この要綱は、平成２０年９月３日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

# 博多湾環境保全計画推進委員会委員名簿

R5.8.1現在（敬称略）

| 区　　分 | 氏　　名 | 所　　属（役　職） |
|---|---|---|
| 学識経験者 | 伊豫岡　宏樹 | 福岡大学工学部　助教 |
| 学識経験者 | 楠田　哲也 | 九州大学　名誉教授 |
| 学識経験者 | 栗原　暁 | 九州大学大学院農学研究院　助教 |
| 学識経験者 | 小島　治幸 | 九州共立大学　名誉教授 |
| 学識経験者 | 田畑　俊範 | 九州大学大学院農学研究院　助教 |
| 学識経験者 | 内藤　佳奈子 | 県立広島大学生物資源科学部　准教授 |
| 学識経験者 | 松山　倫也 | 九州大学大学院農学研究院　特任教授 |
| 漁業従事者代表 | 半田　孝之 | 福岡市漁業協同組合伊崎支所<br>運営委員会会長 |
| 市民団体代表 | 菊水　之恵 | 日本野鳥の会福岡支部　幹事 |
| 市民団体代表 | 角　博美 | 特定非営利活動法人　はかた夢松原の会<br>副理事長 |
| 事業者代表 | 中村　雅之 | ㈱海の中道海洋生態科学館　館長 |
| 関係行政機関 | 池浦　繁 | 福岡県水産海洋技術センター　漁業環境課長 |

事　務　局

| |
|---|
| 農林水産局水産部水産振興課 |
| 道路下水道局計画部下水道計画課 |
| 港湾空港局港湾計画部みなと環境政策課 |
| 環境局環境監理部環境調整課 |